**令和６年度**

**不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況**

 当委員会では、平成２５年３月から、審査の期間（処理日数）の目標を「１年６か月」から「１年」に短縮しています。

　労働組合法第２７条の１８の規定に基づき、不当労働行為事件に係る審査の期間の目標の達成状況その他審査の実施状況を次のとおり公表します。

　１　令和６年度係属事件数　　　　　　　　　　　 ０件

　２　過去５年間に終結した事件の平均処理日数　　次表のとおり

　　　年度別平均処理日数 　 　　　　 　 　（単位：日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 |  区 分年度 | 総 平 均 | 内 訳 | (参考)全　国平　均※暦年 |
| 命令・決定 | 和解・取下 |
| 取 下 | 関与和解 | 無関与和 解 | 平 均 |
| 2 | （1） 152 |  |  | （1）152 |  | （1）152 |  430 |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  671 |
| 4 | （1） 448 | （1）448 |  |  |  | （1）448  |  465 |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  567 |
| 6 |  |  |  |  |  |  | ※1,077 |

（注）（ ）は終結件数

※　令和６年の全国初審平均処理日数1,077件については、平成8年～14年に申立のあった事件を処理したことが影響しており、これらの事件を除いた平均処理日数は595日である。